

令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

都道府県名： 鹿児島県

農業委員会名： 指宿市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和7年4月1日現在)

※ 「I 農業委員会の現況」については、別紙様式1の内容を転記

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和6年7月20日

任期満了年月日 令和9年7月19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	8
認定農業者に準ずる者	—	2
女性	—	4
40代以下	—	6
中立委員	—	2

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	19	18	22

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	1,519
農業経営体数	1,164

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	1,907
女性	813
40代以下	336

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	351
基本構想水準到達者	406
認定新規就農者	24
農業参入法人	4
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	257	3,030	0	0	0	3,280

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

Ⅱ 最適化活動の実施状況

【農業委員会の実績及び点検・評価結果】

※ 「現状及び課題」及び「目標」については、別紙様式1の内容を転記

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)／(A)
	3,280 ha	1,374.8 ha	41.9 %
課題	農地はよく活用されているが、認定農業者など担い手農家の相対契約による農地の貸し借りが多い状況であることから、思うように集積率の向上が図られていない。		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

② 目標

農地の集積の目標年度	令和12年度	集積率	90.0 %
今年度の新規集積面積	72.8 ha	農地面積(C)	3,280 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	1,447.6 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)／(C)	44.1 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

③ 実績

今年度の新規集積面積	△ 16.6 ha	農地面積(F)	3,280 ha
今年度末の集積面積(累計)(G)	1,358.2 ha	今年度末の集積率 (H)=(G)／(F)	41.4 %
目標に対する達成状況(H)／(E)	93.8 %		

農業委員会の点検結果	農地の貸し借りについて、制度改正に伴い農地中間管理機構を通した利用権設定へ統合されたため、従来の手続きから農地中間管理事業への載せ替えや新規の掘り起こしが思うように進められず集積率が低下する結果となった。
------------	--

※1 今年度の新規集積面積は、当該年中の集積面積(フロー)を記入

※2 今年度末の集積面積(累計)は、年度末時点の集積面積(ストック)を記入

(2) 遊休農地の発生防止・解消

① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	95 ha	41 ha	54 ha
	立地や日照不足などの問題から、条件の悪い山際の地域で遊休化が進む傾向にあり、担い手農家への集積が困難である農地が増加している。		

② 目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	61.0 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)	12.2 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

ｂ 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	56	ha
--------------------------	----	----

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	地域の話合い活動などを通じて、基盤整備の実施等による遊休農地の解消に向けた検討を行う。
-------------------------	---

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	2.35	ha
---------------------------	------	----

③実績

ア 既存遊休農地の解消

ａ 緑区分の遊休農地の解消

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)	2.67	ha
今年度の目標に対する達成状況(D)/(C)	21.9	%

ｂ 黄区分の遊休農地の解消

黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況	策定していない
-------------------------	---------

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積	0.6	ha
---------------------------	-----	----

④その他

農地の利用状況調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	令和7年7月～8月		令和7年9月～11月	
	1号遊休農地の面積	93 ha	うち緑区分の遊休農地	37 ha
			うち黄区分の遊休農地	56 ha
農地の利用意向調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	令和7年12月～令和8年1月		令和8年2月～3月	

農業委員会の点検結果	再生困難な農地については、非農地判断を進めている。また、市の単独事業である遊休農地再生事業を活用し、荒廃農地の再生に取り組んでいるが、市内各地域で、条件の悪い農地や不在地主の発生により新たな遊休農地が増加傾向にある。
------------	--

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和4年度新規参入者		令和5年度新規参入者		令和6年度新規参入者	
	3	経営体	3	経営体	1	経営体
	0.9	ha	2	ha	0.3	ha
課題	条件のよい農地は、既に耕作者がいることが多く、新規参入者が就農したり経営規模を拡大するために必要な農地の確保が困難な状況である。					

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体に集積した農地面積を記入

②目標

権利移動面積	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均
	111 ha	83 ha	89 ha	94.3 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積(A)	9.5	ha		

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

③実績

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積(B)		14.5	ha
公表URL	https://www.city.ibusuki.lg.jp/main/machi/nouchiku/iinnkai/page026008.html	(その他の公表方法)	—
目標に対する達成状況(B)/(A)		152.6	%
(参考)新規参入者の参入状況		参入経営体数	4 経営体
		取得農地面積	2.5 ha

農業委員会の点検結果	農地所有者の同意を得たうえで農地情報を広く公表を行うなど、新規参入の促進に取り組んだ結果、参入経営体数も前年度より増加した。引き続き、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動の一環として、積極的に新規参入の促進に努めていく。
------------	--

※ 参入経営体数は、農地を取得して新たに農業に参入した経営体数を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	10 日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	19 人
		農地利用最適化推進委員の人数	19 人

(2)活動強化月間の設定

①目標

活動強化月間の設定回数	4 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の内容
8月	遊休農地の解消	農地パトロール(遊休農地の実態把握及び違反転用の未然防止等)
8月	新規参入の促進	新規就農者の就農状況調査及び就農後のフォローアップ
9月	農地の集積	農地中間管理事業の活用推進及び農地の出し手と受け手との利用調整
2月	新規参入の促進	新規就農者の就農状況調査及び就農後のフォローアップ

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

②実績

活動強化月間の設定回数	4 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の結果
8月	遊休農地の解消	農業委員会だよりや市HPで事前に周知を行った。また、例年より1月前倒しで、市内全域で一斉にパトロールを実施し、最新の遊休農地の実態把握や違反転用の発生防止と早期発見に努めた。
8月	新規参入の促進	新規就農者を対象に、県や市、JA等の関係機関と連携し、圃場の巡回を実施した。また、経営状況の聞き取り調査と栽培技術や各種手続き等に関する指導、助言を行い、新規就農者の育成を図った。
12月	農地の集積	市内の農家や農地所有者等を対象とし、月に委員一人あたり5件以上の戸別訪問による意向把握アンケートを実施する際、農地中間管理事業のパンフレット配付と事業活用を推進したが、活用に応答的な回答は少なかった。
2月	新規参入の促進	8月に引き続き、新規就農者を対象に、県や市、JA等の関係機関と連携し、圃場の巡回を実施した。また、経営状況の聞き取り調査と栽培技術や各種手続き等に関する指導、助言を行い、新規就農者の育成を図った。

※ 強化月間の結果欄は、強化月間中に行った具体的な取組の内容とその結果生じた効果等の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加

①目標

新規参入相談会への参加回数	1回
---------------	----

開催時期	令和7年12月	相談会名	農地・新規参入相談会
参加者数	8人	開催場所	ふれあいプラザなのはな館
相談会の内容	①農地の貸借及び売買等の諸手続きについて ②新規参入及び新規就農者を対象とした各種相談等		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加する場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する

②実績

新規参入相談会への参加回数	1回
---------------	----

開催時期	令和7年12月6日	相談会名	農地・新規参入相談会
参加者数	8人	開催場所	ふれあいプラザなのはな館
相談会の内容	・農地の貸借及び売買等の手続きについての相談 ・新規参入及び新規就農希望者を対象とした各種相談 ・その他農業に関する各種相談等		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加した相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加した新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加した場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する(評価点欄は追加しない)

目標の達成状況の評語

目標に対して期待を上回る結果が得られた

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語を記入

【推進委員等の点検・評価結果】

評語	推進委員等の人数
目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	1
目標に対し期待を上回る結果が得られた	4
目標に対して期待どおりの結果が得られた	12
目標に対して期待を(やや)下回る結果となった	21

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語ごとの該当する推進委員等の人数を記入

Ⅲ 事務の実施状況

都 道 府 県 名： 鹿児島県
農 業 委 員 会 名： 指宿市農業委員会

1 総会、部会の開催実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考(定例開催以外の理由)
総会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
農地部会													
振興部会													

※ 総会又は部会の月ごとの開催回数を記入

2 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数		167 件	うち許可 167 件		
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 25 日	処理期間(平均)	25 日
	総会開催日の公表	公表している		申請書締切日の公表	公表している

3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

権限移譲の状況 (当てはまるものに○)		・農地法第4条第1項の規定に基づく指定市町村に指定					
	○	・地方自治法第252条の17の2第1項に基づき市町村長へ事務委任					
	○	・地方自治法第180条の2に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任					
1年間の処理件数		60 件	うち許可相当 60 件		うち不許可相当 0 件		
処理期間		標準処理期間	申請書受理から 25 日		処理期間(平均)	25 日	

4 違反転用への対応

現 状	管内の農地面積	年度末時点の違反転用面積
	3,280 ha	0 ha
違反転用解消のために 実施した活動内容	農業委員会だよりをはじめ、市広報紙、HPを活用し、農地法の手続き等に関する記事を掲載した。また、農業委員会事務局窓口に、違反転用に関するポスターを掲示するなど周知に努めた。	
実 績	違反転用解消面積 0 ha	

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 違反転用面積は、管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して転用されている農地の面積を記入

※3 活動内容は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等について具体的に記入